

令和5年12月26日

世田谷区清掃・リサイクル審議会 様

世田谷区長 保坂 展人

世田谷区清掃・リサイクル条例（平成11年12月世田谷区条例第52条）に基づき、
下記のとおり諮問します。

記

諮問事項 『資源循環型社会の実現に向け区民・事業者の行動変容を促し、更なるごみ
減量・リサイクルを推進する新たな施策について』

1. 諮問事項

『資源循環型社会の実現に向け区民・事業者の行動変容を促し、更なるごみ減量・リサイクルを推進する新たな施策について』

2. 諮問理由

近年、台風の強大化や線状降水帯の発生による集中豪雨などの気候変動による災害が頻発・甚大化しており、二酸化炭素削減などの脱炭素の推進は早急に取り組むべき課題として、世界的な規模で進められています。

加えて、国ではこの間、大量生産・大量廃棄から脱却し、循環型社会を目指すため、グリーン購入法や食品ロス削減推進法、プラスチック資源循環促進法などの法整備が行われ、東京都においても「ゼロエミッション東京戦略」をアップデートして、プラスチック対策や食ロス対策などの行動の加速化に向けた取り組みが進められています。

世田谷区においては、世田谷区一般廃棄物処理基本計画に基づき、「環境に配慮した持続可能な社会の実現」に向け、発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）の2Rに重点を置いた取り組みを進め、区民一人1日あたりのごみ排出量は減少傾向にあります。しかしながら、毎年行っている「家庭ごみ・事業系ごみ組成分析調査」等においては、家庭から出る可燃ごみには、生ごみが26%以上、紙類などの資源化可能廃棄物は20%以上含まれており、新たなリサイクル可能品目を加えると35%以上となることから、更なるごみ減量とリサイクルを加速化させていく必要があります。

労働力不足の現状も踏まえ、今後も安定して清掃・リサイクル事業を継続するためには、AIをはじめとしたデジタル技術なども積極的に活用し、経費を抑制しつつより効率的な収集運搬体制を構築する必要があります。併せて、一層のごみ減量やリサイクルの推進には、例えばSNSやアプリなどを活用した減量化行動へのインセンティブの設定、あるいはごみ収集の経済的負担などといった新たな手法や視点も取り入れた施策展開が大変重要です。なにより環境問題やごみ減量等に関心の薄い層にも効果的に働きかけ、区民・事業者の一人ひとりがごみ減量を自分事として捉え、発生抑制を意識したライフスタイルや事業活動へと行動変容を促していかなければなりません。

そこで、時代に即した新たな手法を用いて一層のごみ減量を実現するため、『資源循環型社会の実現に向け区民・事業者の行動変容を促し、更なるごみ減量・リサイクルを推進する新たな施策について』ご審議いただきたく、ここに諮問するものであります。